

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

平成26年8月

佐賀県嬉野市

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

- 1 嬉野市は、佐賀県の南西部に位置し、塩田川、吉田川、鹿島川流域の平坦地域における農業と盆地を含む山麓・山間地における農業とに大別される。平坦地域では土地利用型農業(米・麦・大豆)を中心に施設・露地野菜との複合経営が主体となるが、施設野菜(イチゴ・きゅうり等)もしくは、施設花卉を重点に経営を行う農家も一部ある。一方、盆地を含む山麓・山間地においては、茶を中心とした産地が形成され、稲作との複合経営が主体となっている。また、散在する畜産農家についても稲作等との複合経営を行っている。

今後は、高品質・高収益・産地化・生産コストの見直し等に取り組みながら、担い手として確保・育成すべき個別経営体と組織経営体がそれぞれの役割を明確にし、相互に補完しながら地域が一体となった複合的な発展を目指す。

農業生産の基礎となる農地については、優良農地の確保を基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

- 2 嬉野市の農業構造は、農業所得の低迷、他産業への就業機会の拡大、定期的安定収入依存による兼業化が進行しており、農家戸数及び耕地面積も年々減少が続いている。特に中山間地域においては、高齢化・後継者不足が顕著に表れており、農地の利用集積が容易でないことから、遊休農地の増加が懸念される。

一方、平坦地域においては、農地流動化推進員の活動等により、農地の流動化に一定の成果が挙がっており、規模拡大農家に対し農地の利用集積が進んでいる。

このような現状の下、農業生産面では地域の特性をいかした、より高品質で生産性の高い農業の確立を推し進め、今後、それらが嬉野市の農業生産の中心となるような農業構造の構築が必要である。

- 3 嬉野市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来(概ね10年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営体を育成することとする。

具体的な経営の指標は、嬉野市及びその周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得(主たる農業従事者1人当たり440万円程度、1経営体当たり600万円程度)、年間労働時間(主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度)の水準を達成しつつ、これらの経営体が嬉野市の農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

【作物別の振興方向】

- ① 米・麦・大豆などの土地利用型作物については、水田農業ビジョンに基づき、集落等を基盤とした生産組織や認定農業者などを地域農業の担い手として、確保・育成し、より効率的・安定的な経営、生産体制作りを推進する。
さらに、農家に対し「売れる米・麦・大豆づくり」へ消費者・実需者ニーズに即した作物の需要拡大と販売体制を確立する。
- ② 茶については、佐賀県奨励品種の導入により高品質、高収益を目指し安定的な生産体制を確立する。なお、端境期における経営の向上を図るため、他作物の栽培も推進する。園地については、大型機械の搬入ができるように園地の基盤整備を図る。また、高齢化・後継者不足のため共同化を推進する。
- ③ 野菜については、施設園芸のイチゴ・きゅうり・こねぎ・アスパラガス、露地野菜では、インゲン・ゴーヤ・白ねぎが定着しているが、高品質の栽培管理と省力化を図りながら作付拡大を推進する。
- ④ 花卉については、契約栽培が中心であるが、計画生産・品質向上・経費削減を図り、所得向上を図る。
- ⑤ 繁殖牛については、担い手の育成を図りながら規模拡大や繁殖能力の向上による低コスト化を推進する。肉用牛については、優良素牛の安定的な確保を図りながら、高品質安全安心な牛肉生産を積極的に進め経営体質の強化に努める。酪農については、消費者ニーズや需給バランスに即した品質の安定した生乳の計画生産を推進し一層の生産コストの低減を促進する。

- 4 嬉野市は、将来の本市農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業、その他の措置を総合的に実施する。

まず、嬉野市は佐賀県農業協同組合、嬉野市農業委員会、藤津農業改良普及センター等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、嬉野市農業再生協議会を設置し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするための話し合いを促進する。更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及び周辺農家に対して上記の嬉野市農業再生協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起し活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進め、集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積できるよう努める。

特に、農用地の利用集積を進めるに当たっては、農地利用集積円滑化事業（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号、以下「法」という。）第4条第3項）の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落においては、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）、及び法第14条の4の規定による青年等就農計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営

体（以下「認定新規就農者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。

特に、認定農業者等の担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、これらの制度に取り組めるよう助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、営農組合、機械利用組合などと連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、藤津農業改良普及センターの指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農業生産法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては、当該組織の協業化・法人化を推進することで特定農業団体または特定農業法人の設立を図る。

さらに、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度、法第14条の4の青年等就農計画の認定制度については、両制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、嬉野市農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者・認定新規就農者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、嬉野市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

また、これらの取り組みについては、集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」となる「人・農地プラン」と整合が取られるよう推進する。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした基盤整備事業等の実施に当たっても当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

5 嬉野市は、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農協支所単位の研修会の開催等を藤津農業改良普及センターの協力を受けて行う。

6 嬉野市は、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要があることから、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営も

うとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

新たに農業経営を営もうとする青年等については、本市及び周辺地域の優良な農業経営の事例や他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の6割程度の農業所得250万円程度）を目標とする。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1で示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営を指標として、現に嬉野市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、嬉野市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

1 個別経営体

営農類型	経営規模	生産方式
水稲+麦+大豆 +作業受託	水稲 = 5.3ha 麦 = 8.0ha 大豆 = 2.7ha 作業受託=延べ18ha	①農地の面的集積 ②大型機械化一貫体系による省力・低コスト生産 ③品種の組合せによる作期幅拡大と特色ある米づくり ④水稲直播や大豆不耕起播種など省力技術導入による栽培体系の効率化
水稲+麦+大豆 +たまねぎ	水稲 = 4.0ha 麦 = 3.0ha 大豆 = 1.8ha たまねぎ =3.0ha	①農地の面的集積 ②農業機械の共同利用による米麦の省力・低コスト生産 ③作物の作付ローテーションによる生産安定 ④たまねぎの機械化一貫体系による省力化と規模拡大 ⑤品種・作型の組合せによる労力分散
水稲+大豆 +キャベツ +たまねぎ	水稲 = 3.0ha 大豆 = 1.3ha キャベツ = 1.0ha たまねぎ =3.0ha	①農地の面的集積 ②農業機械の共同利用による米麦の省力・低コスト生産 ③作物の作付ローテーションによる生産安定 ④露地野菜の機械化による省力化と規模拡大 ⑤品種・作型の組合せによる労力分散 ⑥契約栽培による経営の安定
トマト専作	トマト =40a	①訪花昆虫利用によるホルモン処理作業の軽減 ②リアルタイム栄養診断に基づく施肥と生産の安定 ③防虫ネット、循環扇等の導入による病虫害の耕種的防除
こねぎ専作	こねぎ =80a	①完熟堆肥投入による土づくりの徹底 ②播種期の組合せによる周年出荷体制 ③共同調整作業所による出荷調整作業の省力化 ④雇用による規模拡大
バラ専作	バラ =50a	①複合環境制御温室の導入による施設管理の合理化 ②需要動向に即した優良品種の導入 ③生産安定・省力化のためのロックウール栽培の導入 ④ヒートポンプ等、脱石油省石油機械・装置の導入
電照キク専作	キク =50a	①需要動向に即した優良品種の導入 ②適正な電照と温度管理、土づくりの徹底 ③多層被覆装置等、脱石油省石油機械・装置の導入

営農類型	経営規模	生産方式
鉢物専作	シクラメン =60a その他鉢物 (ガーベラ) =30a	①複合環境制御室の導入による施設管理の合理化 ②需要動向に即した優良品種の導入 ③ヒートポンプ等、脱石油省石油機械・装置の導入
みかん専作	みかん (極早生) =1.2ha (早生) =60a (普通) =90a 露地不知火 =30a	①土づくり等基本管理技術の徹底 ②マルチ栽培による高品質果実生産 ③極早生、高糖系等品種の組み合わせによる労力分散 ④園内作業道の整備と機械化による省力化
ハウスみかん 専作	ハウスみかん=60a ハウス不知火=20a	①多層被覆装置や循環扇等、脱石油省石油機械・装置の導入 ②基本管理技術の徹底と土づくり等による収量の確保 ③重要時期に応じた加温と温度管理の徹底等による商品化率の向上
なし専作	ハウスなし=50a トンネルなし=50a 露地なし=30a	①地力増強、樹勢維持等の基本管理技術の徹底による生産安定 ②老木園の計画的な更新と大苗移植による早期成園化 ③露地栽培における高品質・高単収品種「あきづき」「王秋」の導入
なし複合 (なし+ハウスもも)	ハウスなし=40a トンネルなし=30a 露地なし=30a ハウスもも=20a	①地力増強、樹勢維持等の基本管理技術の徹底による生産安定 ②老木園の計画的な更新と大苗移植による早期成園化 ③露地栽培における高品質・高単収品種「あきづき」「王秋」の導入
茶専作	茶 =4.0ha	①かぶせ茶等、上質茶の生産拡大 ②適期摘採と加工技術の向上 ③生産基盤の整備と機械化による省力化
葉たばこ専作	葉たばこ=2.6ha	①土づくりや健苗育成等基本技術の徹底 ②耕種的防除、土壌消毒等による病虫害対策の徹底 ③農薬使用基準、出荷規格の遵守
肥育牛専業	肥育牛=160頭 飼料延べ1.4ha	①低コスト飼養技術の導入 ②肥育回転率の向上と事故率の低下 ③記帳による牛群管理及び経営管理の徹底
養豚一貫専業	母豚=130頭	①優良系統種豚の計画的導入 ②経営記帳、診断による経営体質の強化 ③畜産環境保全対策の実施
いちご+水稻 +大豆	いちご =30a 水稻 =2.0ha 大豆 =55a	①農業機械の共同利用による米麦の省力・低コスト生産 ②いちご優良品種の導入 ③高設育苗による健苗の育成 ④自動換気装置、循環扇等の利用による安定生産と省力化 ⑤春先の下温対策による収穫期の延長 ⑥パック詰め共同化による調整作業の省力化

営農類型	経営規模	生産方式
施設なす＋水稲 ＋麦＋大豆	なす =25a 水稲 =3.0ha 麦 =4.15ha 大豆 =1.15ha	①農業機械の共同利用による米麦の省力・低コスト生産 ②訪花昆虫、単為結果品種導入によるホルモン処理作業の軽減 ③リアルタイム栄養診断に基づく施肥と生産の安定 ④防虫ネット、循環扇等の導入による病虫害の総合的防除
施設きゅうり ＋水稲＋大豆	きゅうり=25a 水稲 =2.0ha 大豆 =62a	①農業機械の共同利用による米麦の省力・低コスト生産 ②きゅうり優良品種の導入 ③作型の組み合わせによる周年生産と生産量の確保 ④循環扇やヒートポンプ等、脱石油省石油機械・装置の導入 ⑤紫外線カットフィルム、防虫ネット、天敵の導入による総合的防除
アスパラガス ＋水稲＋麦 ＋大豆	アスパラガス=35a 水稲 =2.0ha 麦 =2.2ha 大豆 =60a	①農業機械の共同利用による米麦の省力・低コスト生産 ②完熟堆肥投入による土づくりの徹底 ③フルオープンハウス等による下温対策と夏芽の収量・品質向上 ④紫外線カットフィルムの活用による耕種的防除
ハウレンソウ ＋水稲	ハウレンソウ =50a 水稲 =1.25ha	①農業機械の共同利用による米麦の省力・低コスト生産 ②べと病、萎黄病抵抗性品種の導入 ③夏期高温期の土壌水分の適正化と寒冷紗被覆による下温対策 ④真空播種機、自動包装機の導入等による省力・軽労化 ⑤共同調製所、労働力補完体制による調製作業の省力化
レタス＋パセリ ＋水稲	レタス =1.0ha パセリ =30a 水稲 =1.3ha	①農業機械の共同利用による米麦の省力・低コスト生産 ②パセリ優良系統の導入 ③夏期高温期の寒冷紗被覆と冬期の保温対策による高品質安定生産 ④レタスの作型組み合わせによる労力分散と生産量の確保 ⑤レタス契約栽培による経営の安定
酪農＋飼料作	経産牛 =35頭 育成牛 =14頭 飼料作 =7.5ha	①農地の面的集積 ②農業機械の共同利用による米麦の省力・低コスト生産 ③フリーストール等を利用した省力管理 ④牛群検定の活用による改良の促進 ⑤産乳量の向上と分娩間隔の短縮 ⑥酪農ヘルパーの活用 ⑦借地等による自給飼料基盤の拡充
和牛繁殖＋水稲 ＋飼料作	繁殖牛 =50頭 水稲 =2.0ha 飼料作=5.45ha	①農業機械の共同利用による米麦の省力・低コスト生産 ②フリーストール等を利用した省力管理 ③子牛生産率並びに出荷率の向上 ④良質粗飼料の低コスト生産

※資本装備については、高性能農業機械導入計画指針に基づき導入することとするが、機械利用組合等で所有する機械の共同利用による低コスト化を図るなど地域の実情に即したものとする。

○経営管理の方法

- ・複式簿記等による経営データの把握と財務管理
- ・青色申告の実施
- ・圃場別・個体別の情報管理による技術の高度化
- ・経営内における役割の明確化と労働の適正評価及び生活と調和したゆとりある営農生産設計の樹立
- ・企業的経営感覚の養成のための異業種交流等経営研修への参加
- ・新技術及び市場情報等の収集

○農業従事の態様等

- ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入
- ・年間労働配分を考えた作目、品種、作型の組合せ
- ・雇用労働力を生かした企業的労務管理の実施
- ・地域間・経営体間の労働力調整
- ・農作業環境の改善、機械化の推進による労働環境の快適化

(注) ここでは、標準的な家族農業経営を想定して、営農類型ごとの農業経営指標を示しており、その前提となる家族労働力の規模は、2～3人とし、うち主たる従事者を1人以上とする。

2 組織経営体

営農類型	経営規模	生産方式
地域営農(協業) 水稲+麦+大豆	水稲 =16.7ha 麦 =25.0ha 大豆 =8.3ha	①作物・品種毎の団地化による作業効率の向上 ②技術の平準化による収量の向上と品質の均一化 ③品種の組合せによる作期幅拡大と特色ある米づくり ④余剰労力を活かした園芸作物等の振興
土地利用型農業法人 水稲+麦+大豆 +農作業受託	水稲 =16.7ha 麦 =25.0ha 大豆 =8.3ha 受託作業 (田植え =5.0ha) (収穫 =10.0ha)	①作物・品種毎の団地化による作業効率の向上 ②技術の平準化による収量の向上と品質の均一化 ③品種の組合せによる作期幅拡大と特色ある米づくり ④余剰労力を活かした園芸作物等の振興

※資本装備については、高性能農業機械導入計画指針に基づき導入することとするが、機械利用組合等で所有する機械の共同利用による低コスト化を図るなど地域の実情に即したものとする。

○経営管理の方法

- ・複式簿記等による経営データの把握と財務管理
- ・青色申告の実施
- ・圃場別・個体別の情報管理による技術の高度化
- ・経営内(組織内)における役割の明確化と労働の適正評価
- ・企業的経営感覚の養成のための異業種交流等経営研修への参加
- ・新技術及び市場情報等の収集

○農業従事の態様等

- ・ 企業的組織運営(雇用契約)に基づく給料制、休日制の導入
- ・ 年間労働配分を考えた作目、品種、作型の組合せ
- ・ 雇用労働力を生かした企業的労務管理の実施
- ・ 地域間・経営体間の労働力調整
- ・ 農作業環境の改善、機械化の推進による労働環境の快適化

(注) 1 ここでは、標準的な組織経営体として、組織経営体の主たる従事者を2人と想定して農業経営指標を示している。

2 なお、農業経営の所得目標は、主たる従事者が目標とする所得の額が第1で掲げた目標に到達することを基本とする。

第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、第2で示した効率的かつ安定的な農業経営の指標を踏まえつつ、主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

1 個別経営体

営農類型	経営規模	生産方式
水稲+麦+大豆 +作業受託	水稲 = 3.2ha 麦 = 4.8ha 大豆 = 1.6ha 作業受託=延べ11ha	①機械化一貫体系による省力・低コスト生産 ②品種の組合せによる作期幅拡大と特色ある米づくり ③大豆不耕起播種など省力技術導入による栽培体系の効率化
水稲+麦+大豆 +たまねぎ	水稲 = 2.4ha 麦 = 1.8ha 大豆 = 1.1ha たまねぎ =1.8ha	①農業機械の共同利用による米麦の省力・低コスト生産 ②作物の作付ローテーションによる生産安定 ③たまねぎの機械化一貫体系による省力化と規模拡大 ④品種・作型の組合せによる労力分散
水稲+大豆 +キャベツ +たまねぎ	水稲 = 1.8ha 大豆 = 0.8ha キャベツ = 0.6ha たまねぎ =1.8ha	①農業機械の共同利用による米麦の省力・低コスト生産 ②作物の作付ローテーションによる生産安定 ③露地野菜の機械化による省力化と規模拡大 ④品種・作型の組合せによる労力分散
トマト専作	トマト =24a	①訪花昆虫利用によるホルモン処理作業の軽減 ②リアルタイム栄養診断に基づく施肥と生産の安定 ③防虫ネット、循環扇等の導入による病虫害の耕種的防除
こねぎ専作	こねぎ =48a	①完熟堆肥投入による土づくりの徹底 ②播種期の組合せによる周年出荷体制 ③共同調整作業所による出荷調整作業の省力化 ④雇用による規模拡大
バラ専作	バラ =30a	①複合環境制御温室の導入による施設管理の合理化 ②需要動向に即した優良品種の導入 ③生産安定・省力化のためのロックウール栽培の導入 ④ヒートポンプ等、脱石油省石油機械・装置の導入
電照キク専作	キク =30a	①需要動向に即した優良品種の導入 ②適正な電照と温度管理、土づくりの徹底 ③多層被覆装置等、脱石油省石油機械・装置の導入
鉢物専作	シクラメン =36a その他鉢物 (ガーベラ) =18a	①需要動向に即した優良品種の導入 ②ヒートポンプ等、脱石油省石油機械・装置の導入

営農類型	経営規模	生産方式
みかん専作	みかん (極早生) =72a (早生) =36a (普通) =54a 露地不知火 =18a	①土づくり等基本管理技術の徹底 ②マルチ栽培による高品質果実生産 ③極早生、高糖系等品種の組み合わせによる労力分散 ④園内作業道の整備と機械化による省力化
ハウスみかん専作	ハウスみかん=36a ハウス不知火=12a	①多層被覆装置や循環扇等、脱石油省石油機械・装置の導入 ②基本管技術の徹底と土づくり等による収量の確保 ③重要時期に応じた加温と温度管理の徹底等による商品化率の向上
なし専作	ハウスなし=30a トンネルなし=30a 露地なし=18a	①地力増強、樹勢維持等の基本管理技術の徹底による生産安定 ②老木園の計画的な更新と大苗移植による早期成園化 ③露地栽培における高品質・高単収品種「あきづき」「王秋」の導入
なし複合 (なし+ハウスもも)	ハウスなし=24a トンネルなし=18a 露地なし=18a ハウスもも=12a	①地力増強、樹勢維持等の基本管理技術の徹底による生産安定 ②老木園の計画的な更新と大苗移植による早期成園化 ③露地栽培における高品質・高単収品種「あきづき」「王秋」の導入
茶専作	茶 =2.4ha	①かぶせ茶等、上質茶の生産拡大 ②適期摘採と加工技術の向上 ③生産基盤の整備と機械化による省力化
葉たばこ専作	葉たばこ=1.6ha	①土づくりや健苗育成等基本技術の徹底 ②耕種的防除、土壌消毒等による病虫害対策の徹底 ③農薬使用基準、出荷規格の遵守
肥育牛専業	肥育牛=96頭 飼料延べ84a	①低コスト飼養技術の導入 ②肥育回転率の向上と事故率の低下 ③記帳による牛群管理及び経営管理の徹底
養豚一貫専業	母豚=78頭	①優良系統種豚の計画的導入 ②経営記帳、診断による経営体質の強化 ③畜産環境保全対策の実施
いちご+水稻+大豆	いちご =18a 水稻 =1.2ha 大豆 =33a	①農業機械の共同利用による米麦の省力・低コスト生産 ②いちご優良品種の導入 ③高設育苗による健苗の育成 ④自動換気装置、循環扇等の利用による安定生産と省力化 ⑤春先の下温対策による収穫期の延長 ⑥パック詰め共同化による調整作業の省力化
施設なす+水稻+麦+大豆	なす =25a 水稻 =3.0ha 麦 =4.15ha 大豆 =1.15ha	①農業機械の共同利用による米麦の省力・低コスト生産 ②訪花昆虫、単為結果品種導入によるホルモン処理作業の軽減 ③リアルタイム栄養診断に基づく施肥と生産の安定 ④防虫ネット、循環扇等の導入による病虫害の総合的防除

営農類型	経営規模	生産方式
施設きゅうり +水稲+大豆	きゅうり=15a 水稲 =1.2ha 大豆 =37a	①農業機械の共同利用による米麦の省力・低コスト生産 ②きゅうり優良品種の導入 ③作型の組み合わせによる周年生産と生産量の確保 ④循環扇やヒートポンプ等、脱石油省石油機械・装置の導入 ⑤紫外線カットフィルム、防虫ネット、天敵の導入による総合的防除
アスパラガス +水稲+麦 +大豆	アスパラガス=21a 水稲 =1.2ha 麦 =1.3ha 大豆 =36a	①農業機械の共同利用による米麦の省力・低コスト生産 ②完熟堆肥投入による土づくりの徹底 ③紫外線カットフィルムの活用による耕種的防除
ハウレンソウ +水稲	ハウレンソウ =30a 水稲 =75a	①農業機械の共同利用による米麦の省力・低コスト生産 ②べと病、萎黄病抵抗性品種の導入 ③夏期高温期の土壤水分の適正化と寒冷紗被覆による下温対策 ④真空播種機、自動包装機の導入等による省力・軽労化 ⑤共同調製所、労働力補完体制による調製作業の省力化
レタス+パセリ +水稲	レタス =60a パセリ =18a 水稲 =78a	①農業機械の共同利用による米麦の省力・低コスト生産 ②パセリ優良系統の導入 ③夏期高温期の寒冷紗被覆と冬期の保温対策による高品質安定生産 ④レタスの作型組み合わせによる労力分散と生産量の確保
酪農+飼料作	経産牛 =21頭 育成牛 =8頭 飼料作 =4.5ha	①農業機械の共同利用による米麦の省力・低コスト生産 ②牛群検定の活用による改良の促進 ③産乳量の向上と分娩間隔の短縮 ④酪農ヘルパーの活用 ⑤借地等による自給飼料基盤の拡充
和牛繁殖+水稲 +飼料作	繁殖牛 =30頭 水稲 =1.2ha 飼料作 =3.3ha	①農業機械の共同利用による米麦の省力・低コスト生産 ②フリーストール等を利用した省力管理 ③子牛生産率並びに出荷率の向上 ④良質粗飼料の低コスト生産

※資本装備については、高性能農業機械導入計画指針に基づき導入することとするが、機械利用組合等で所有する機械の共同利用による低コスト化を図るなど地域の実情に即したものとする。

○経営管理の方法

- ・複式簿記等による経営データの把握と財務管理
- ・青色申告の実施
- ・圃場別・個体別の情報管理による技術の高度化
- ・経営内における役割の明確化と労働の適正評価及び生活と調和したゆとりある営農生産設計の樹立
- ・経営管理・栽培技術向上のための各種研修会等への参加
- ・経営感覚の養成のための異業種交流等経営研修への参加
- ・新技術及び市場情報等の収集

○農業従事の態様等

- ・家族経営協定の締結
- ・年間労働配分を考えた作目、品種、作型の組合せ
- ・農作業環境の改善、機械化の推進による労働環境の快適化

(注) ここでは、標準的な家族農業経営を想定して、営農類型ごとの農業経営指標を示しており、その前提となる家族労働力の規模は、2～3人とし、うち主たる従事者を1人以上とする。

2 組織経営体

営農類型	経営規模	生産方式
土地利用型農業法人	水稲 =13.4ha	①作物・品種毎の団地化による作業効率の向上 ②技術の平準化による収量の向上と品質の均一化 ③品種の組合せによる作期幅拡大と特色ある米づくり ④余剰労力を活かした園芸作物等の振興
水稲+麦+大豆	麦 =20ha	
+農作業受託	大豆 =6.6ha	
	(受託作業)	
	田植え =4.0ha	
	収穫 =6.0ha	

※資本装備については、高性能農業機械導入計画指針に基づき導入することとする。

○経営管理の方法

- ・複式簿記等による経営データの把握と財務管理
- ・青色申告の実施
- ・圃場別・個体別の情報管理による技術の高度化
- ・経営内における役割の明確化と労働の適正評価
- ・企業的経営感覚の養成のための異業種交流等経営研修への参加
- ・新技術及び市場情報等の収集

○農業従事の態様等

- ・企業的組織運営(雇用契約)に基づく給料制、休日制の導入
- ・年間労働配分を考えた作目、品種、作型の組合せ
- ・雇用労働力を生かした企業的労務管理の実施
- ・農作業環境の改善、機械化の推進による労働環境の快適化

(注)

- 1 ここでは、標準的な組織経営体として、組織経営体の主たる従事者を2人と想定して農業経営指標を示している。
- 2 なお、農業経営の所得目標は、主たる従事者が所得の平均が第1の(2)で掲げた目標に到達することを基本とする。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

第2に掲げる、これらの効率的かつ安定的な農業経営体に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積の目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

効率的かつ安定的な農業経営体が地域の農用地の利用に占める面積シェア及び面的集積の目標	備考
<p style="text-align: center;">面積のシェア：50%程度</p> <p>なお、面的集積の目標については、農地利用集積円滑化事業を活用して、効率的かつ安定的な農業経営を営む者への面的集積の割合が高まるように努める。</p>	<p>平成24年12月末現在の集積状況 集積面積(850ha) / 耕地面積(3,040ha) ≒ 28.0%</p>

(注) 1 「効果的かつ安定的な農業経営体が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用(基幹的農作業(水稲については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作物については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業)を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。)面積のシェアの目標である。

2 目標年次はおおむね10年先とする。

2 農用地の利用関係の改善に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者(農用地の引き受け手)の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営体への農用地の利用集積の取組を促進する。その際、市は関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効率的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の中で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

嬉野市は、佐賀県が策定した「佐賀県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営体を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、嬉野市の農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿った農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

嬉野市は、農業経営基盤強化促進事業として次に掲げる事業を行う。

- 1 利用権設定等促進事業
- 2 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業
- 3 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- 4 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- 5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- 6 その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。なお、農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業については、嬉野市全域を対象として地域の重点実施と連携して積極的な取組を行い、面的な集積が図られるよう努めるものとする。

(ア) 平坦地域においては、圃場整備も完了しているので、圃場区画の大型化による高能率な生産基盤の形成を活かすため、利用権設定等促進事業を重点的に実施する。特に担い手が連坦的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。

(イ) 中山間地域においては、山麓、山間の一部は狭小な水田や棚田が多く生産条件が十分でない。農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化する。このことによって、担い手不足の下で多発している耕作放棄地の解消に努める。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作若しくは養畜の事業を行う個人又は農業生産法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する農業生産法人をいう。)が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて(農業生産法人にあつては(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて)を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

- (エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者(農業生産法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。)がいるものとする。
- (オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。
- イ 混牧林地として利用するための利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権等の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
- ウ 農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができること認められること。
- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃貸権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項の(ア)の(ア)から(ウ)に掲げる要件(農業生産法人にあっては、(ア)及び(ウ)に掲げる要件)のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理機構(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第4項)、法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。
- ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- イ 地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
- ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ⑤ 農業生産法人の組合員、社員又は株主(農地法第2条第3項第2号に掲げる者を除く。)が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農業生産法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農業生産法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定(又は移転)される利用権の存続期間(又は残存期間)の基準、借賃の算定基準及び支払い(持分の付与を含む。以下同じ。)の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件ならびに移転される所有権の移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。)の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

① 嬉野市は開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等の内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者(地方公共団体、農地利用集積円滑化団体及び農地中間管理機構を除く。)から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」(以下「基本要綱」という。)様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

② 嬉野市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

① 嬉野市は(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

② 嬉野市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定(又は移転)された利用権の存続期間(又は残存期間)の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定(又は移転)を内容として定める。

(5) 要請及び申出

① 嬉野市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が整ったときは、嬉野市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

② 嬉野市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

- ④ 嬉野市の全部又は一部をその事業実施区域とする農地利用集積円滑化団体は、その区域内の農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ⑤ ②から④に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとする。
- (6) 農用地利用集積計画の作成
- ① 嬉野市は(5)の①の規定による嬉野市農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して、農用地利用集積計画を定める。
- ② 嬉野市は(5)の②から④の規定による農地利用集積円滑化団体、農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区から申出があった場合には、その申出の内容を勘案して、農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行なおうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が整ったときは、嬉野市は農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 嬉野市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。
- (7) 農用地利用集積計画の内容
- 農用地利用集積計画においては次に掲げる事項を定めるものとする。
- なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。
- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積((1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行なう者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(または移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払い方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び(現物出資に伴い付与される持分を含む。)その支払い(持分の付与を含む。)の方法その他の所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項
- ア その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

イ その者が毎事業年度の終了後 3 月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則(昭和 55 年農林水産省令第 34 号、以下、「規則」という。)第 16 条の 2 各号で定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について同意市町村の長に報告しなければならない旨

ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項

- (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
- (イ) 原状回復の費用の負担者
- (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取り決め
- (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取り決め
- (オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取り決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

嬉野市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権(その存続期間が 5 年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について 2 分の 1 を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

嬉野市は、嬉野市農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による嬉野市農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を公告する。

(10) 公告の効果

嬉野市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 農業委員会への報告

嬉野市は、解除条件付きの賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた者からの農用地の利用状況の報告(規則第 16 条の 2)があった場合は、その写しを嬉野市農業委員会に提出するものとする。

(13) 紛争の処理

嬉野市は利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行なわれた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(14) 農用地利用集積計画の取消し等

- ① 嬉野市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによることにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者(法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者)に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農

業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を遂行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 嬉野市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 嬉野市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を所定の手段により公告する。

④ 嬉野市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

⑤ 嬉野市農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地利用集積円滑化事業の活用を図るものとする。なお、嬉野市農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地利用集積円滑化団体に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

2 農地売買等特例事業の実施の促進に関する事項

(1) 嬉野市は、県下一円を区域として農地売買等特例事業を行う佐賀県農業公社との連携の下に、普及啓発活動を行うことによって同公社が行う事業の実施の促進を図る。

(2) 嬉野市、嬉野市農業委員会、佐賀県農業協同組合は、農地売買等特例事業の促進のため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

嬉野市は地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1～数集落)とするものとする。ただし、農用地利用関係の調整や共同で農作業を行う際において効果的に事業を展開できる場合については、集落の一部を除外することができる。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を嬉野市に提出して、農用地利用規程について嬉野市の認定を受けることができる。

② 嬉野市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込が確実であること

③ 嬉野市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を嬉野市の掲示板への提示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積や農業経営を行う法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を行う法人を除き、農業経営を行う法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基準強化促進法施行令第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 嬉野市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権限に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地用改善事業を行なう認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。

② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 嬉野市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 嬉野市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、鹿島農林事務所、藤津農業改良普及センター、嬉野市農業委員会、佐賀県農業協同組合、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体等の指導、助言を求めてきたときは嬉野市農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関、団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行なわれるように努める。

4 農業協同組合が行なう農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

嬉野市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受委託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託さらには、利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農地利用集積円滑化団体と連携して調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

嬉野市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のあるものが幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地利用集積円滑化団体の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

嬉野市は、1 から 5 までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化を促進するために必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 嬉野市は、基盤整備事業による農業生産基盤整備、農村環境基盤整備、農村環境施設整備等を実施し、効率的かつ安定的な農業経営を図っていくうえでの条件整備を図る。

イ 嬉野市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

嬉野市は、嬉野市農業委員会、藤津農業改良普及センター、佐賀県農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農地利用集積円滑化団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

嬉野市農業委員会、佐賀県農業協同組合、土地改良区及び農地利用集積円滑化団体は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、嬉野市農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、嬉野市は、このような協力の推進に配慮する。

7 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、嬉野市は、就農相談等を通じて就農希望者に対する就農に向けた情報の提供等を行うとともに、就農後間もない青年等については、個別巡回や各種研修会等により、地域農業の担い手として育成支援する体制を強化する。

また、青年等就農計画制度の推進や、国・県等による関連事業の効果的な活用等により、新規就農者の経営力を高め、確実な定着を促進する。さらに認定新規就農者については、必要に応じて経営指導等のフォローアップを行い、認定農業者への計画的な誘導を図る。

なお、就農相談及び就農に向けた情報提供、栽培技術や経営ノウハウの習得、就農後のフォローアップ等については、必要に応じて、嬉野市農業委員会、佐賀県農業協同組合、藤津農業改良普及センター、鹿島農林事務所等と連携し、役割を分担しながら取組を進める。

第6 農地利用集積円滑化事業に関する事項

1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

嬉野市においては、これまで兼業農家や高齢農家等から担い手への農地の集積を進め、農業生産の維持・発展に努めてきたところであるが、経営農地が比較的分散していることにより農作業の負担が増大し、農地の効率的利用が困難な状況にある。また、今後10年で高齢化による離農等がさらに進行し、農地が大きく供給されることが予想されている。

このような状況の中で、将来にわたって農地を有効利用し、地域農業を維持・発展させるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化を図ることによって農地の引き受け能力を高め、さらなる経営改善を目指していくことが極めて重要となる。

農地利用集積円滑化事業の実施主体(以下、「農地利用集積円滑化団体」という。)は、こうした課題を的確に解決できる者、具体的には、①担い手の育成・確保、担い手に対する農地の利用集積の積極的な取組が期待できること、②地域農業、とりわけ担い手に関する情報や農地の各種情報に精通していること、③農地の出し手や受け手との確にコミュニケーションを図れること、等の条件を満たす者が実施するものとする。

2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準

① 嬉野市における農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域は嬉野市全域とする。

② 嬉野市を区分して農地利用集積円滑化事業を実施する場合、土地の自然的条件、農業者の農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況等を考慮し、大字単位とするなど、担い手への農地の面的集積が効率的かつ安定的に図られる、一定のまとまりのある区域を実施の単位とする。

なお、本市の区域のうち農業上の利用が見込めない森林地域等の区域を除いた農業振興地域(農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条第1項の規定による農業振興地域をいう。)を区域とする。

③ 複数の農地利用集積円滑化団体が農地利用集積円滑化事業を行う場合には、特定の農地利用集積円滑化団体が優良農地の区域のみで事業を行うこと等により事業実施地域が偏ることがないように、嬉野市が市全域における事業実施地域の調整を行うこととする。

3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

(1) 農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容

農地利用集積円滑化事業規程には、次に掲げる事項のうち事業実施に必要な事項を定めるものとする。

① 農地所有者代理事業の実施に関する次に掲げる事項

ア 農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して行う農用地の売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託に関する事項

イ アの委任に係る農用地等の保全のための管理に関する事項

ウ その他農地所有者代理事業の実施方法に関する事項

- ② 農地売買等事業の実施に関する次に掲げる事項
 - ア 農用地等の買入れ及び借受けに関する事項
 - イ 農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項
 - ウ 農用地等の管理に関する事項
 - エ その他農地売買等事業の実施に関する事項
 - ③ 研修等事業の内容及び当該事業の実施に関する事項
 - ④ 事業実施地域に関する事項
 - ⑤ 事業実施が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、佐賀県農業会議、嬉野市農業委員会等の関係機関及び関係団体との連携に関する事項
 - ⑥ その他農地利用集積円滑化事業の実施方法の留意事項
- (2) 農地利用集積円滑化事業規程の承認
- ① 法第4条第3項各号に掲げる者(市を除く)は、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、規則第12条の10に基づき、嬉野市に農地利用集積円滑化事業規程の承認申請を行い、本市から承認を得るものとする。
 - ② 嬉野市は、申請された農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、①の承認をするものとする。
 - ア 基本構想に適合するものであること
 - イ 事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の事業実施地域と重複することにより、当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと
 - ウ 認定農業者が認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること
 - エ 次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること
 - (ア) 農用地の利用関係の調整を的確に行うための要員を有していること
 - (イ) 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあったときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されていること
 - (ウ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を的確に図るための基準を有していること
 - (エ) (ア)から(ウ)に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること
 - (オ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、佐賀県農業会議、嬉野市農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められるものであること
 - (カ) 農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設は、規則第10条第2号イからニまでに掲げるものであること
 - (キ) 規則第10条第2号イからニまでに掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して当該農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うもの

であること

- ③ 嬉野市は、農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について①の承認をしようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経るものとする。
 - ④ 嬉野市は、①の承認を行ったときは、その旨並びに当該承認に係る農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を公告する。
 - ⑤ ①から④までの規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更の承認について準用する。
 - ⑥ ①、③及び④の規定は、農地利用集積円滑化事業規程の廃止の承認について準用する。
- (3) 農地利用集積円滑化事業規程の取消し等
- ① 嬉野市は、農地利用集積円滑化事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせるものとする。
 - ② 嬉野市は、農地利用集積円滑化事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。
 - ③ 嬉野市は、農地利用集積円滑化団体が次に掲げる事項に該当するときは、(2)の①の規定による承認を取消することができる。
 - ア 農地利用集積円滑化団体が法第4条第3項第1号に規定する農業協同組合若しくは一般社団法人又は一般財団法人、同項第2号に掲げる者(農地売買等事業を行っている場合にあつては、当該農業協同組合若しくは一般社団法人又は一般財団法人)でなくなったとき。
 - イ 農地利用集積円滑化団体が①の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - ウ 農地利用集積円滑化団体が②の規定による命令に違反したとき。
 - ④ 嬉野市は、③の規定により承認を取消したときは、遅滞なく、その旨を公告する。
- (4) 嬉野市が農地利用集積円滑化事業を実施する場合は、次に掲げる規定により円滑化事業規程を定めるものとする。
- ① 嬉野市は、必要に応じ農地利用集積円滑化事業規程を定め、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行うことができるものとする。
 - ② 嬉野市が①の規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、嬉野市長は、当該農地利用集積円滑化事業規程について2週間の縦覧に供するものとする。この場合、あらかじめ縦覧の開始の日、場所及び時間を公告する。
 - ③ ①に規定する農地利用集積円滑化事業規程は、(2)の②に掲げる要件に該当するものとする。
 - ④ 嬉野市は、農地売買等事業に関する事項をその内容に含む農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、あらかじめ農業委員会の決定を経るものとする。
 - ⑤ 嬉野市は、農地利用集積円滑化事業規程を定めたときは、その旨並びに当該農地利用集積円滑化事業規程で定めた農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を公告する。
 - ⑥ ④及び⑤の規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止について準用する。
- (5) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方
- 認定農業者等農業経営の改善に意欲的な経営体を集積の相手方とするが、当該経営体のうち、経営農地の立地状況を勘案して、集積対象となる農用地を最も有効に活用することのできる者を優先する。
- (6) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方
- ① 農地所有者代理事業を実施する場合には、農用地の効果的な面的集積を確保する観点から、農用地等の所有者は、委任に係る土地についての貸付け等の相手方を指定することはできないものとする。

- ② 農地所有者代理事業を実施する場合には、基本要綱別紙7の第3の4に定める契約書例（参考様式5）を参考に契約書を作成し、農用地等の貸付け等の委任を申し込んだ農用地等の所有者と契約を締結するものとする。
 - ③ 前項の委任契約の締結に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。
 - ア 農地所有者代理事業の効率的な実施の確保、契約当事者間の紛争の防止等の観点から、委任事務及び代理権の範囲については、農用地等の所有者が農地利用集積円滑化団体に委任する内容に則して定めるものとする。
 - イ 所有権の移転をする場合の対価、賃借権を設定する場合の賃借権の存続期間及び借賃並びに農業経営又は農作業の委託をする場合の当該委託の存続期間及び委託料金については、農用地等の所有者が申し出た内容を基に、農地利用集積円滑化団体が委任契約に基づいて交渉する貸付け等の相手方と協議し、貸付け等の内容が農用地等の所有者が申し出た内容と異なる場合には、農用地等の所有者の同意を得る旨の定めをすることが望ましい。
 - ウ 受任した農用地等の貸付け等の相手方が替わっても、当該農用地等の所有者に代理して新たな相手方との貸付け等の契約が締結できるよう、委任契約の期間はできる限り長期とすることが望ましい。
 - ④ 農地利用集積円滑化団体は、農用地等の所有者から当該事業に係る委任契約の申込を受けた場合は、正当な理由がなければ委任契約の契約を拒んではならない。
 - ⑤ 農地利用集積円滑化団体が、農用地等の保全のための管理を行う事業を実施する場合には、農用地等の所有者と書面による農作業等の受委託の契約を締結して行うものとする。この場合、当該団体は、農用地等の保全のための管理作業について、他の者に再委託しても差し支えない。
- (7) 農地売買等事業における農用地等の買入れ、受渡しの対価の設定等の基準
- ① 農地売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が売買する農用地等の価格については、近傍類似の農用地等に係る取引価格等を参考に定めるものとする。その場合、必要に応じ、農業委員会の意見を聴くものとする。
 - ② 農地売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が貸借する農用地等の借賃については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供している借賃等の情報を十分考慮して定めるものとする。その場合、必要に応じ、農業委員会の意見を聴くものとする。
- (8) 研修等事業の実施に当たっての留意事項
- ① 農地利用集積円滑化団体は、新規就農者等に対する農業の技術、経営の方法の現地研修等を目的とする研修等事業を行う場合には、通常管理耕作の範囲を超えて、作目、栽培方法の選択、農用地等の形質の変更等を行うことができるものとする。
 - ② 研修の実施期間は、新規就農希望者の年齢、農業の技術等の習得状況に応じ、概ね5年以内とする。ただし、農地利用集積円滑化団体が借り入れた農用地等において研修等事業を行う場合には、研修等事業の実施期間は当該農用地等の借入れの存続期間とする。
 - ③ 研修等事業の実施に当たって、当該団体は、農業改良普及センター、農業協同組合、地域の農業者等と連携して行うとともに、農業技術等を効率的に習得することができるよう努めるものとする。

(9) 他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

農地利用集積円滑化団体は、多数の農用地等の所有者が農地利用集積円滑化事業を活用できるよう、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター、農地中間管理機構等の関係機関及び関係団体と連携して、農用地等の所有者、経営体に対し、農地利用集積円滑化事業のパンフレットの配布、説明会の開催等を通じた普及啓発活動に努める。

(10) 農地中間管理機構が行う農地中間管理事業との連携

農用地利用集積円滑化事業、農地中間管理事業は、農業経営の規模拡大の助長という観点から個人間の農用地の権利移動に介在し、これを補完・調整する機能を有するものであるため、農用地利用集積円滑化団体、農地中間管理機構は相互の密接な連携の下に、これらの事業を行うものとする。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、平成18年8月30日から施行する。
- 2 第1回改定 平成20年 2月27日
- 3 第2回改定 平成21年 2月 2日
- 4 第3回改定 平成22年 6月11日
- 5 第4回改定 平成25年 3月29日
- 6 第5回改定 平成26年 8月13日

別紙1(第5の1の(1)⑥関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地(以下「対象土地」という。)の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

(1)地方自治法(昭和22年法律第67号)第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体(対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用または公共用に供する場合に限る。)、農業協同組合等(農地法施行令(昭和27年政令第445号)第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接または間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。)または畜産公社(農地法施行令第6条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。)

○対象土地を農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。)として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること

(2)農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農業組合法人(農業生産法人である場合を除く。)または生産森林組合(森林組合法(昭和53年法律第36号)第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。)(それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。)

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作または畜養の事業を行うことができると認められること

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること

(3)土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項各号に掲げる事業(同項第6号に掲げる事業を除く。)を行う法人または農業近代化資金融通法施行令(昭和36年政令第346号)第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人(それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。)

別紙2 (第5の1(2)関係)

I 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権(農業上の利用を目的とする賃借権または使用貸借による権利に限る。)の設定または移転を受ける場合

<p>①存続期間 (又は残存期間)</p>	<p>1 存続期間は3～20年(農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適当と認められる期間その他利用目的に応じて適当と認められる一定の期間)とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3～20年とすることが相当でないと認められる場合には、3～20年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定(又は移転)される利用権の当事者が当該利用権の存続期間(又は残存期間)の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>
<p>②借賃の算定 基準</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会から提供される賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p>
<p>③借賃の支払 方法</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める方法によって支払うものとする。</p> <p>2 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>
<p>④有益費の償還</p>	<p>1 農地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合、その法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額またはその時における当該農用地の改良により増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき嬉野市が認定した額をその費やした金額または増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため
 利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定または移転を受ける場合

①存続期間 (又は残存期間)	Iの①に同じ。
②借賃の算定 基準	1 混牧林地については、その混牧林地の近隣の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近隣の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。
③借賃の支払 方法	Iの③に同じ。
④有益費の償還	Iの④に同じ。

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	Iの①に同じ。
②損益の算定 基準	1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額(共済金を含む。)から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等ほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。
③損益の決済 方法	Iの③に同じ。この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者(損失がある場合には、受託者という。)」と読み替えるものとする。
④有益費の償還	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定 方法	土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引(農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。)の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。
②対価の支払 方法	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が、所有権の移転を行う者の指定する金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。
③所有権の移転 時期	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法的権利関係は失効するものとする。